

# 山梨県警察認定認知機能検査実施要領の制定について

〔 令和 5 年 1 2 月 7 日 〕  
〔 例規甲（免講）第 6 3 号 〕

## 山梨県警察認定認知機能検査実施要領

### 第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 3 2 の 3 第 1 項第 3 号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「認定認知機能検査」という。）の実施及び認定認知機能検査に従事する者（以下「認定認知機能検査員」という。）について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 認定認知機能検査

認定認知機能検査は、専用の検査用紙を用いて、受検者の記憶力及び判断力の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することができるよう支援するために行うものである。

### 第 3 認定認知機能検査の実施機関

認定認知機能検査は、山梨県道路交通法施行細則第 1 5 条の 1 5 に規定する運転免許取得者等検査の実施機関として指定を受けた者（以下「認定検査機関」という。）が行うものとする。

### 第 4 認定認知機能検査員

- 1 認定検査機関は、認定認知機能検査員について、その者の住所、氏名及び運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる資格要件を満たすことを証する書面を認定認知機能検査員確認届出書（第 1 号様式）に添付し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を経由して山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。
- 2 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、認定認知機能検査員確認届出書により認定認知機能検査員としての資格要件を充足すると確認したときは、認定認知機能検査員確認名簿（第 2 号様式）に登載するとともに、その旨を記載した認定認知機能検査員確認届出書の写しにより認定検査機関に通知するものとする。
- 3 認定検査機関は、認定認知機能検査員が資格要件を欠いたときは、認定認知機能検査員資格喪失届出書（第 3 号様式）により運転免許課を経由して公安委員会に速報するものとする。

## 第5 認定認知機能検査の対象者及び通知

### 1 認定認知機能検査の対象者は、次に掲げる者とする。

#### (1) 更新時における認定認知機能検査

ア 法第101条の4に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者で、免許証の更新期間が満了する日（以下「更新期間満了日」という。）における年齢が75歳以上のもの

イ 法第97条の2第1項第3号に規定する運転免許試験の免除を受けようとする者で、法第89条に規定する免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上のもの

ウ 県外に住所があり、法第101条の2の2の規定により更新の申請を希望する者（第6の3（2）イにおいて「特例優良高齢運転者」という。）で、更新期間満了日における年齢が75歳以上のもの

#### (2) 任意による認定認知機能検査

（1）ア及びウの者

### 2 認定認知機能検査の通知

法第101条の4第5項の規定による認定認知機能検査を受けるための必要な事項を記載した書面の送付（第6の1において「通知」という。）は、法第108条の2第1項第12号の規定により公安委員会が行う講習（第7の3（2）において「高齢者講習」という。）の通知に併記して行うものとする。

## 第6 認定認知機能検査の手続

### 1 更新時における認定認知機能検査の申込み

(1) 認定認知機能検査の申込みは、認定認知機能検査の通知を受けた者が認定検査機関に対して行うものとする。

なお、県外に住所がある者についても、申込みを行うことができるものとする。

(2) 認定検査機関は、認定認知機能検査の申込みを受けたときは認定認知機能検査予約受理簿により、認定認知機能検査の実施日を指定するものとする。

(3) 認定認知機能検査の実施日の指定は、認定認知機能検査希望日、更新期間満了日等を考慮して行うものとする。

(4) 認定認知機能検査の申込み時に、更新期間満了日の間際又は失効日から6月が経過する日の間際の場合は、期間内に受検ができるよう配慮するものとする。

### 2 任意による認定認知機能検査の申込み

(1) 認定認知機能検査の申込みは、認定認知機能検査の受検を希望する者が認定検査機関に対して行うものとする。

なお、県外に住所がある者についても、申込みを行うことができるものとする

(2) 認定検査機関は、認定認知機能検査の申込みを受けたときは認定認知機能検査

予約受理簿（第4号様式）により、認定認知機能検査の実施日を指定するものとする。

- (3) 認定認知機能検査の実施日の指定は、認定認知機能検査希望日、更新期間満了日等を考慮して行うものとする。

### 3 認定認知機能検査の申請

- (1) 認定認知機能検査の受検申請は、認定認知機能検査受検申請書（第5号様式）により行うものとする。
- (2) 認定認知機能検査の申請受理に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - ア 通知書、運転免許証等による人定の確認
  - イ 特例優良高齢運転者については、通知書、運転免許証等による人定の確認及び更新連絡書での優良運転者（経由更新申請可能者）の確認

## 第7 認定認知機能検査の実施等

### 1 認定認知機能検査の実施

認定認知機能検査は、認知機能検査検査用紙（別記1）を用いて、警察庁の示す認知機能検査進行要領に従い、次に掲げる検査を行うものとする。

#### ア 手がかり再生

一定のイラストを記憶させ、時間をおき、手がかりを与えた上で回答させることにより、記憶力を検査するもので、使用するイラストについては、手がかり再生用イラスト（別記2）のパターンAからパターンDまでのうち、任意の1パターンを使用する。

#### イ 時間の見当識

検査時における年月日、曜日及び時間を回答させることにより、時間の感覚を検査する。

### 2 認定認知機能検査の採点及び結果の判定

#### (1) 認定認知機能検査の採点

認定認知機能検査の採点は、警察庁の示す認知機能検査の採点基準に従い、手がかり再生において使用するイラストのパターンに対応する採点補助用紙（別記3）を用いて行う。

#### (2) 認定認知機能検査の結果の判定

認定検査機関は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3第1項第1号に規定する式により総合点を算出し、その総合点により、次の2つに判定する。

- (ア) 認知症のおそれがある者 総合点が36点未満の者
  - (イ) 認知症のおそれがない者 総合点が36点以上の者
- (3) 認定認知機能検査の採点及び結果の判定は、必ず複数人で行うこと。

### 3 結果の通知

- (1) 結果の通知は、認定認知機能検査結果通知書（第6号様式及び第6号様式の2。（3）において「結果通知書」という。）により行うものとする。
- (2) 認定検査機関は、結果の通知に際して、重要な個人情報であることに十分留意し、封筒に入れるなど他の受検者に知られることのないよう配慮するとともに、高齢者講習受講時に持参するよう教示するものとする。
- (3) 認定検査機関は、結果通知書の保管及び管理を確実にを行うとともに、認定認知機能検査結果通知書交付簿（第7号様式。5において「交付簿」という。）により交付状況を明らかにしておくものとする。また、結果通知書の写しを作成し、保管しておくものとする。

### 4 受検者への説明と苦情等に対する対応

#### (1) 受検者への説明

検査結果を通知した後、警察庁の示す認知機能検査進行要領に従い、受検者に説明を行うものとする。

#### (2) 苦情等に対する対応

認定検査機関は、検査結果について受検者から苦情又は不服の申出があった場合には、検査終了後に個別に説明を行うものとする。この場合、必要に応じて検査用紙及び採点補助用紙を示し、採点方法及び採点結果について説明を行うものとし、説明によっても納得しない受検者に対しては、運転免許課に相談するように教示すること。

なお、これらの苦情又は不服の申出と対応状況については、必要に応じ記録するものとする。

### 5 認定認知機能検査の結果報告

- (1) 認定検査機関は、認定認知機能検査の実施結果については、認定認知機能検査実施結果報告書（第8号様式）に交付簿の写しを添えて、運転免許課を經由して公安委員会に報告するものとする。
- (2) 交付簿に記載する通知書番号は、暦年ごとの一連番号（4桁）に認定検査機関ごとに指定する番号2桁を冠し記載するものとする。

## 第8 指導、監督等

運転免許課長は、認定検査機関が認定認知機能検査を適正かつ円滑に行うよう指導、監督するとともに、必要な報告を求め、認定認知機能検査員の技能及び知識の向上に資するため、研修を行うことができる。

## 第9 書類及び備付簿冊の保存期間

- 1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。
-

簿 冊 名 等	保存期間
認定認知機能検査員確認届出書（第1号様式）	資格を喪失するまで
認定認知機能検査員確認名簿（第2号様式）	30年
認定認知機能検査員資格喪失届出書（第3号様式）	1年
認定認知機能検査実施結果報告書（第8号様式）	1年

2 認定検査機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
認知機能検査検査用紙（別記1）（問題用紙を除く。）	1年
採点補助用紙（別記3）	1年
認定認知機能検査予約受理簿（第4号様式）	1年
認定認知機能検査受検申請書（第5号様式）	1年
認定認知機能検査結果通知書（第6号様式）（写し）	1年
認定認知機能検査結果通知書（第6号様式の2）（写し）	1年
認定認知機能検査結果通知書交付簿（第7号様式）	4年

別記1

にん ち き のう けん さ けん さ よう し  
認知機能検査検査用紙

な ま え 名前	
せい ねん がつ び 生年月日	たい しょう 大正 ねん がつ にち 年 月 日 しょう わ 昭和

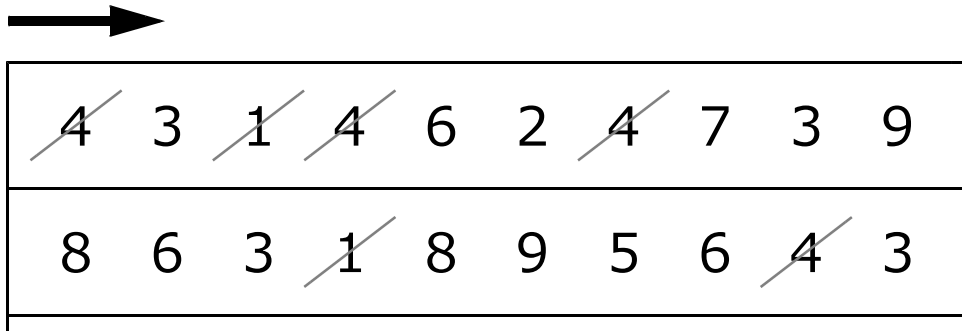
しよ ちゆう い  
諸注意

- 1 指示があるまで、用紙はめくらないでください。
- 2 答を書いているときは、声を出さないでください。
- 3 質問があったら、手を挙げてください。

# 問題用紙 1

これから、たくさん数字が書かれた表が出ますので、私が指示をした数字に斜線を引いてもらいます。

例えば、「1と4」に斜線を引いてくださいと言ったときは、



<del>4</del>	3	<del>1</del>	<del>4</del>	6	2	<del>4</del>	7	3	9
8	6	3	<del>1</del>	8	9	5	6	<del>4</del>	3

と例示のように順番に、見つけただけ斜線を引いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し  
回 答 用 紙 1



9	3	2	7	5	4	2	4	1	3
3	4	5	2	1	2	7	2	4	6
6	5	2	7	9	6	1	3	4	2
4	6	1	4	3	8	2	6	9	3
2	5	4	5	1	3	7	9	6	8
2	6	5	9	6	8	4	7	1	3
4	1	8	2	4	6	7	1	3	9
9	4	1	6	2	3	2	7	9	5
1	3	7	8	5	6	2	9	8	4
2	5	6	9	1	3	7	4	5	8

※ 指示があるまでめくらないでください。



## 問 題 用 紙 2

少し前に、何枚かの絵をお見せしました。

何が描かれていたのかを思い出して、できるだけ全部書いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し  
回 答 用 紙 2

1 .
2 .
3 .
4 .
5 .
6 .
7 .
8 .

9 .
10 .
11 .
12 .
13 .
14 .
15 .
16 .

※ 指示があるまでめくらないでください。

問 題 用 紙 3

今度は回答用紙に、ヒントが書いてあります。

それを手がかりに、もう一度、何が描かれていたのかを思い出して、できるだけ全部書いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し  
回 答 用 紙 3

1. 戦いの武器  
たたか ぶ き

2. 楽器  
がっ き

3. 体の一部  
からだ いち ぶ

4. 電気製品  
でん き せいひん

5. 昆虫  
こん ちゆう

6. 動物  
どうぶつ

7. 野菜  
や さい

8. 台所用品  
だいどころ ようひん

9. 文房具  
ぶんぼうぐ

10. 乗り物  
のりもの

11. 果物  
くだもの

12. 衣類  
いるい

13. 鳥  
とり

14. 花  
はな

15. 大工道具  
だいこうどうぐ

16. 家具  
かぐ

※ 指示があるまでめくらないでください。

## 問 題 用 紙 4

この検査には、5つの質問があります。

左側に質問が書いてありますので、それぞれの質問に対する答を右側の回答欄に記入してください。

答が分からない場合には、自信がなくても良いので思ったとおりに記入してください。空欄とならないようにしてください。

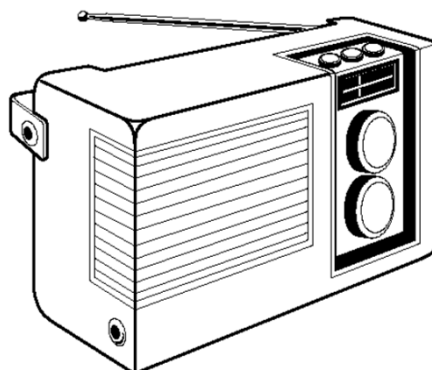
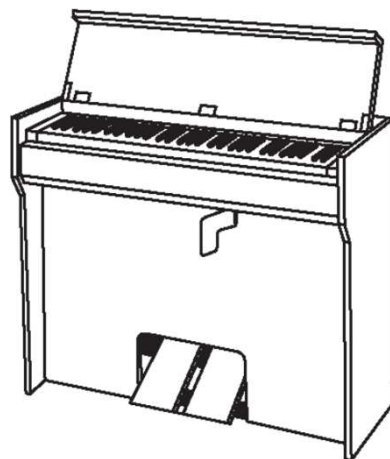
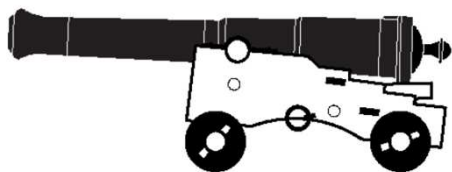
※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し  
回 答 用 紙 4

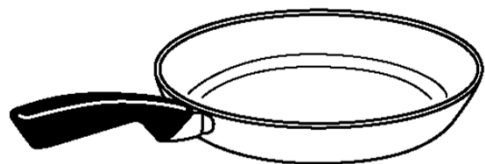
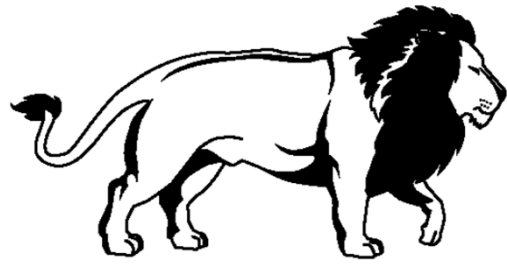
い か しつもん こた  
以下の質問にお答えください。

しつもん 質 問	かい とう 回 答
ことし なんねん 今年は何年ですか？	ねん 年
こんげつ なんがつ 今月は何月ですか？	がつ 月
きょう なんにち 今日は何日ですか？	にち 日
きょう なにようび 今日は何曜日ですか？	よ う び 曜 日
いま なんじ なんぶん 今は何時何分ですか？	じ ぶん 時 分

# パターンA

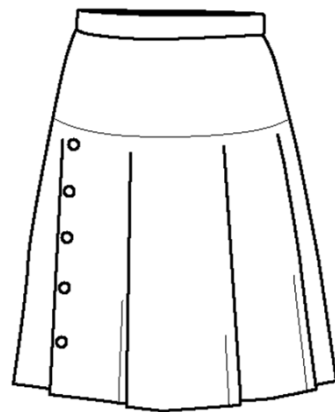
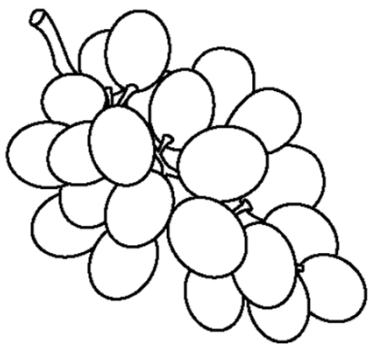
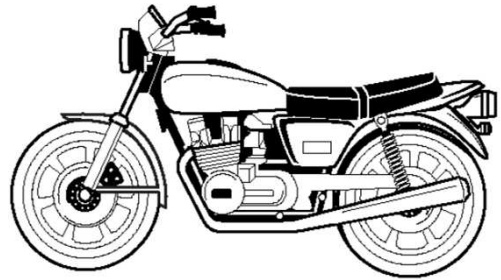
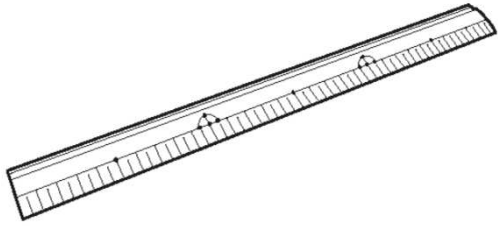


# パターンA

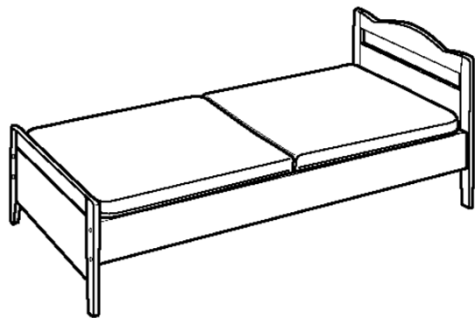
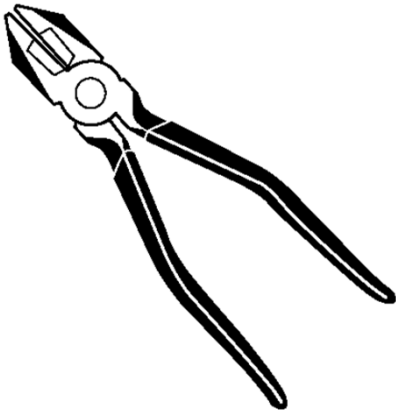
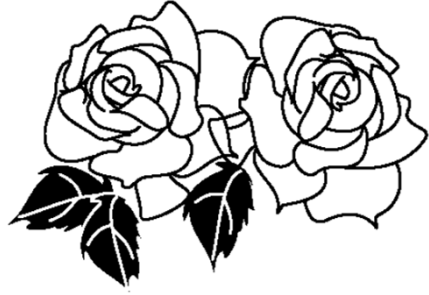
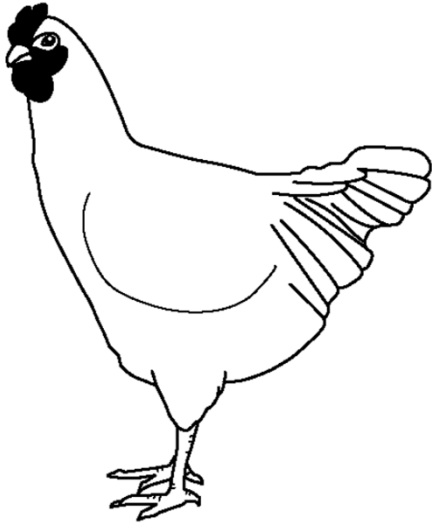




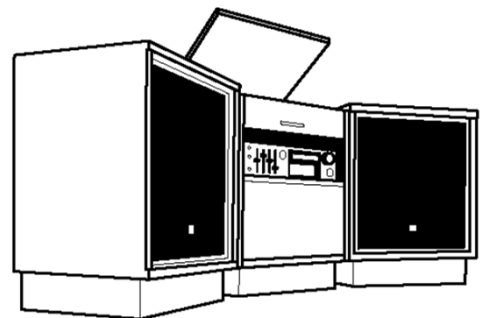
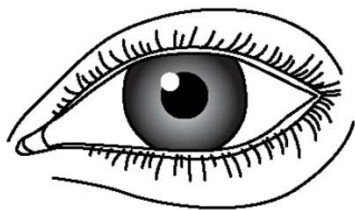
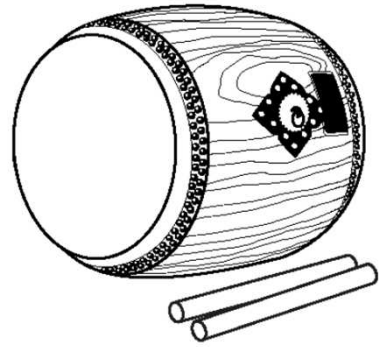
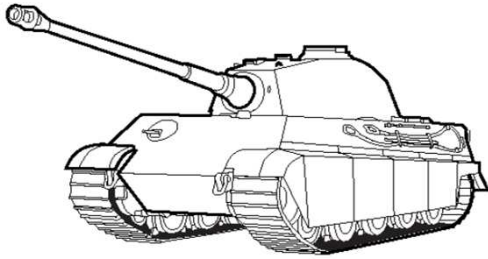
# パターンA



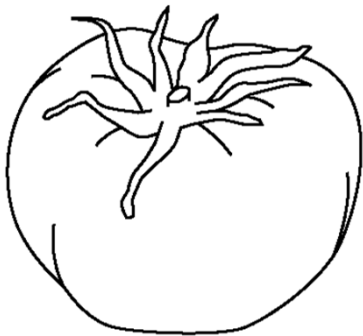
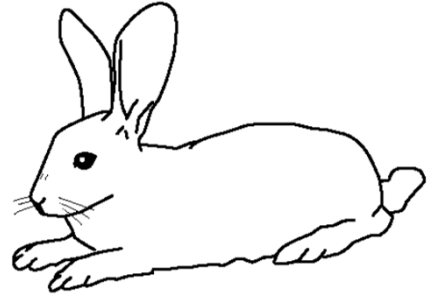
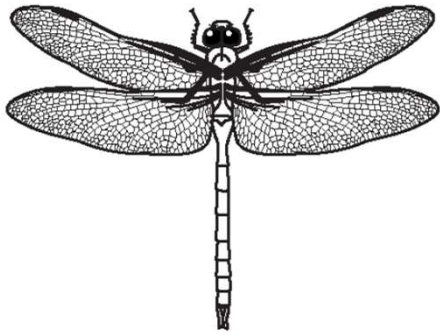
# パターンA



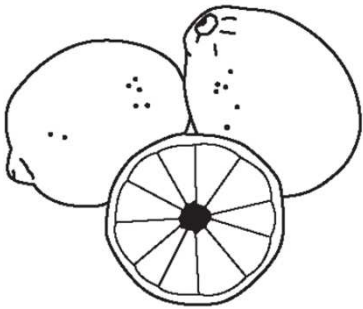
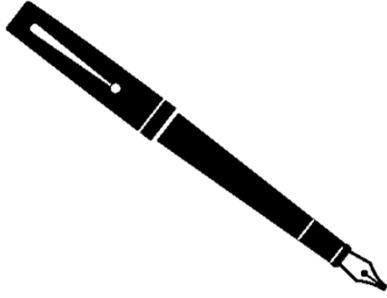
# パターンB



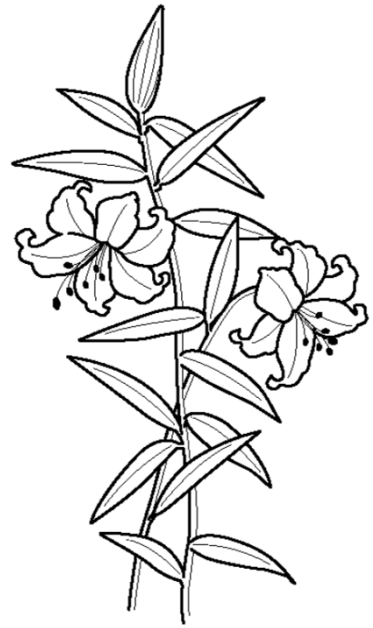
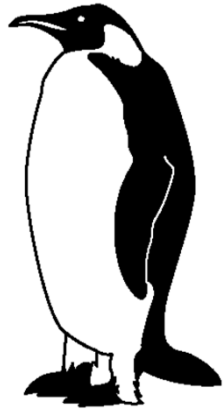
# パターンB



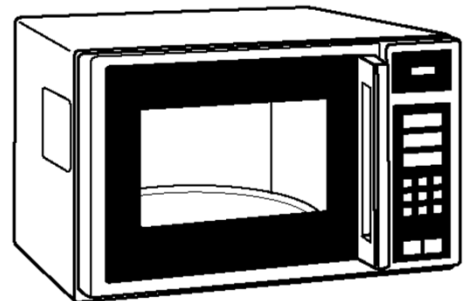
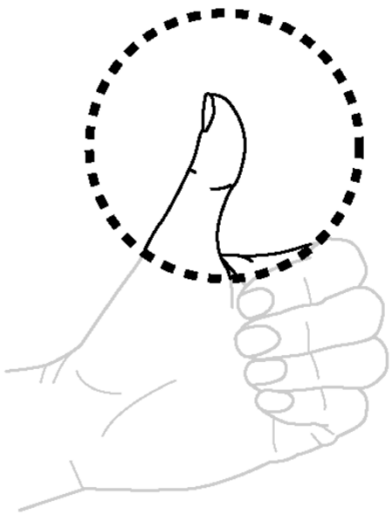
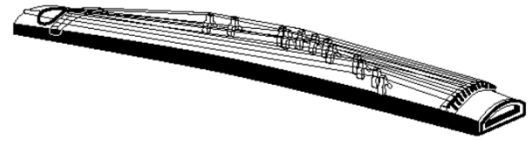
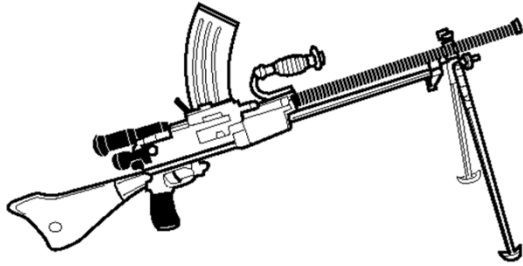
# パターンB



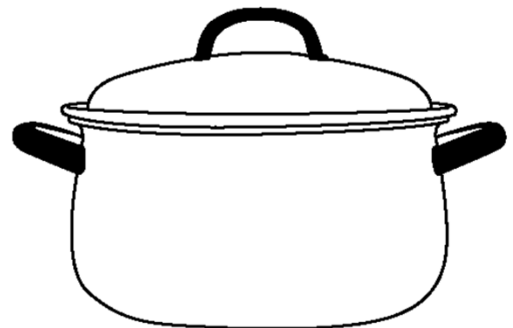
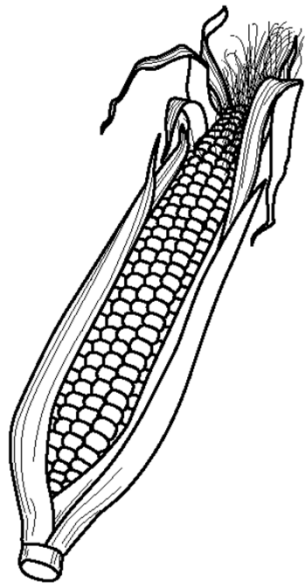
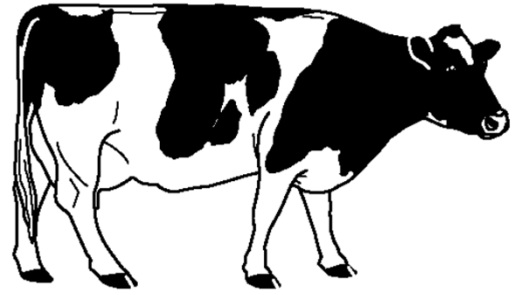
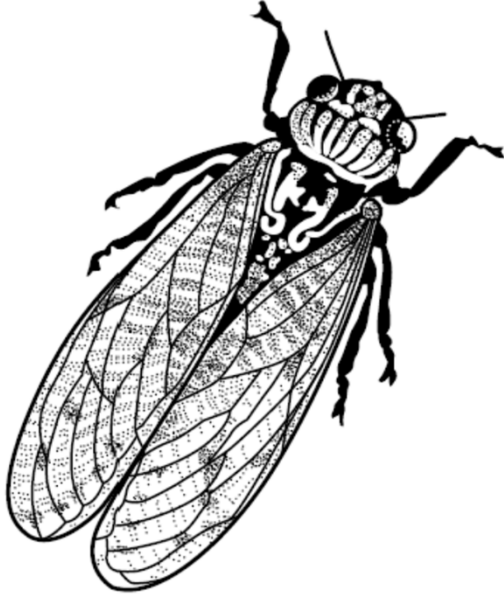
# パターンB



# パターンC

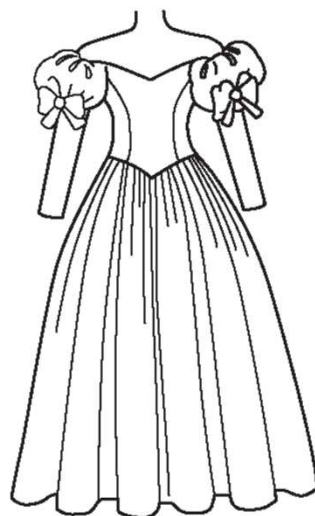
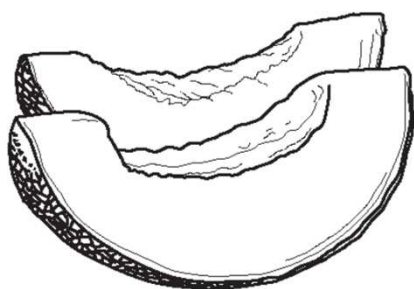


パターンC

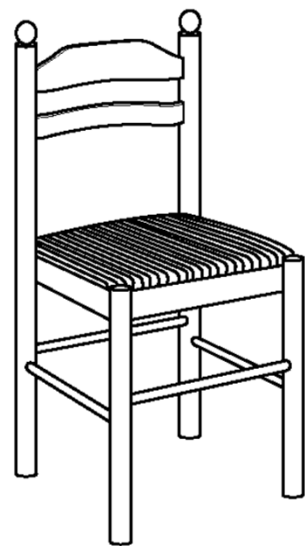
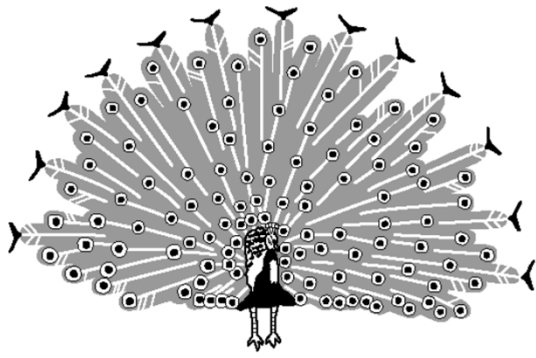




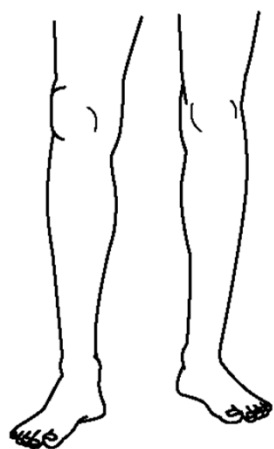
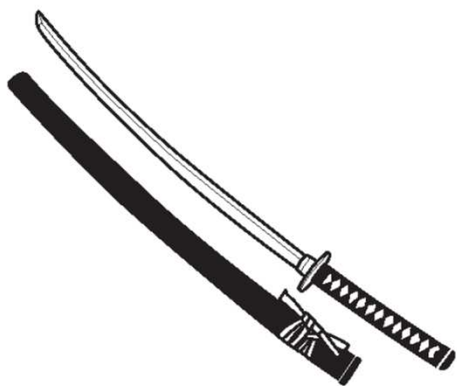
# パターンC



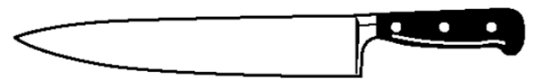
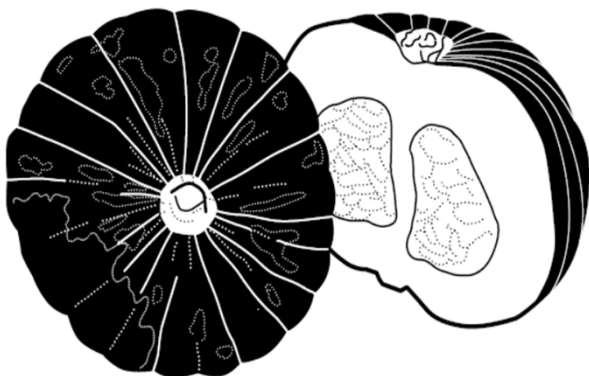
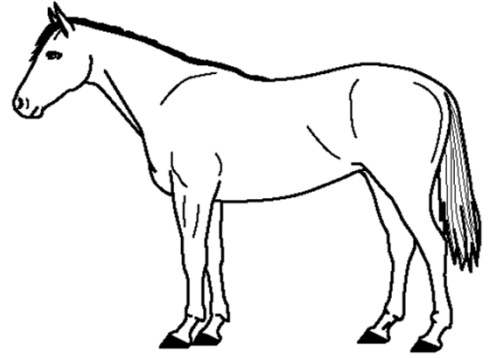
# パターンC



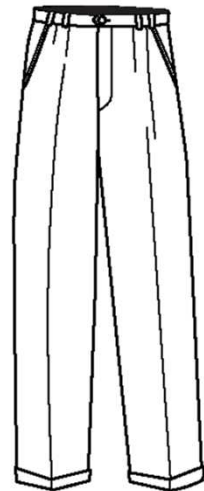
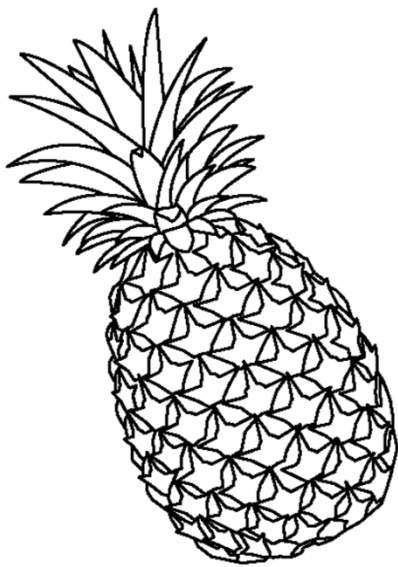
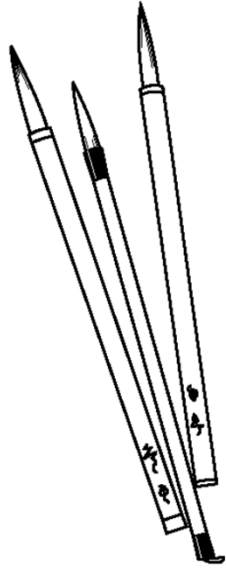
# パターンD



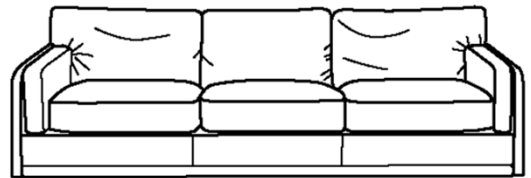
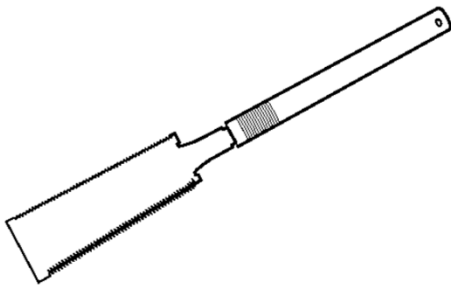
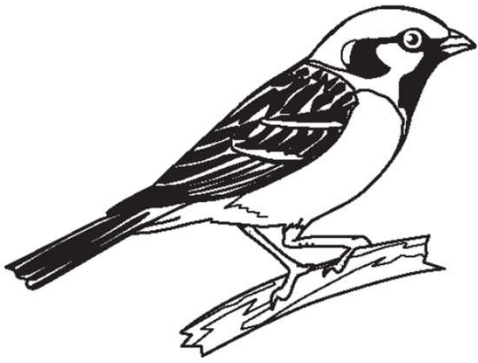
パターンD



パターンD



# パターンD



**パターンA**

**採点補助用紙**

受検者氏名	検査開始日時  年 月 日( ) 時 分
-------	----------------------------

回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

イラスト	自由	手がかり	得点
1	大砲		
2	オルガン		
3	耳		
4	ラジオ		
5	テントウムシ		
6	ライオン		
7	タケノコ		
8	フライパン		
9	ものさし		
10	オートバイ		
11	ブドウ		
12	スカート		
13	にわとり		
14	バラ		
15	ペンチ		
16	ベッド		
小計 (A)			/32

回答用紙4(時間の見当識)

【検査時刻】

		時	分
--	--	---	---

質問	得点
何年	
何月	
何日	
何曜日	
何時何分	
小計 (B)	/15

【総合点の算出】

A	× 2.499 +	B	× 1.336 =	総合点	点
/32		/15			

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 \_\_\_\_\_

点検者 \_\_\_\_\_

パターンB

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日( ) 時 分

回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

	イラスト	自由	手がかり	得点
1	戦車			
2	太鼓			
3	目			
4	ステレオ			
5	トンボ			
6	ウサギ			
7	トマト			
8	ヤカン			
9	万年筆			
10	飛行機			
11	レモン			
12	コート			
13	ペンギン			
14	ユリ			
15	カナヅチ			
16	机			
小計 (A)				/32

回答用紙4(時間の見当識)

【検査時刻】

時 分	
質問	得点
何年	
何月	
何日	
何曜日	
何時何分	
小計 (B)	/15

【総合点の算出】

$$\frac{A}{/32} \times 2.499 + \frac{B}{/15} \times 1.336 = \text{総合点} \text{ 点}$$

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 \_\_\_\_\_

点検者 \_\_\_\_\_



採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日( ) 時 分

回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

	イラスト	自由	手がかり	得点
1	機関銃			
2	琴			
3	親指			
4	電子レンジ			
5	セミ			
6	牛			
7	トウモロコシ			
8	ナベ			
9	はさみ			
10	トラック			
11	メロン			
12	ドレス			
13	クジャク			
14	チューリップ			
15	ドライバー			
16	椅子			
小計 (A)				/32

回答用紙4(時間の見当識)

【検査時刻】

時 分	
質問	得点
何年	
何月	
何日	
何曜日	
何時何分	
小計 (B)	/15

【総合点の算出】

$$\boxed{\begin{matrix} A \\ /32 \end{matrix}} \times 2.499 + \boxed{\begin{matrix} B \\ /15 \end{matrix}} \times 1.336 = \boxed{\text{総合点}} \text{ 点}$$

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 \_\_\_\_\_

点検者 \_\_\_\_\_

パターンD

採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日( ) 時 分

回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

	イラスト	自由	手がかり	得点
1	刀			
2	アコーディオン			
3	足			
4	テレビ			
5	カブトムシ			
6	馬			
7	カボチャ			
8	包丁			
9	筆			
10	ヘリコプター			
11	パイナップル			
12	ズボン			
13	スズメ			
14	ヒマワリ			
15	ノコギリ			
16	ソファー			
小計 (A)				/32

回答用紙4(時間の見当識)

【検査時刻】

	時	分
質問	得点	
何年		
何月		
何日		
何曜日		
何時何分		
小計 (B)	/15	

【総合点の算出】

$$\boxed{\begin{matrix} A \\ /32 \end{matrix}} \times 2.499 + \boxed{\begin{matrix} B \\ /15 \end{matrix}} \times 1.336 = \boxed{\text{総合点}} \text{ 点}$$

【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者 \_\_\_\_\_

点検者 \_\_\_\_\_

認定認知機能検査員確認届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

認定検査機関  
管 理 者

次の者を、認定認知機能検査員として確認されたく届出いたします。

記

確認を受けようとする者

本 籍

住 所

氏 名

生年月日

認知機能検査員講習終了書交付日 年 月 日

高齢者講習指導員の資格の有無 有 ・ 無

その他特記事項

備考 現有資格を証する書面、運転免許証、住民票の写し及び履歴書を添付すること。



第3号様式

認定認知機能検査員資格喪失届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

認定検査機関  
管 理 者

次の者は、認定認知機能検査員としての資格要件を喪失又は検査等に従事しなくなったので届出いたします。

記

本 籍		
住 所		
氏 名		年 月 日生 ( 歳)
資 格 喪 失 の 事 由		
従事しなくなった 事 由		
備 考		

備考 従事しなくなった事由は、退職等の具体的理由をいう。





認定認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生 年 月 日

検 査 年 月 日

検 査 場 所

総合点

点

(A 点)

(B 点)

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地  
名 称  
管理者





## 認定認知機能検査の判定や計算等について

### 総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある

判定の基準となる点数（36点）は、認定認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

### 総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

にんてい にんち きのうけん さけつ かつう ちしよ  
認定認知機能検査結果通知書

じゆう じよ  
住 所

し めい  
氏 名

せい ねん がつ び  
生 年 月 日

けん き ねん がつ び  
検 査 年 月 日

けん さ ば じよ  
検 査 場 所

にんち ちしよ  
「認知症のおそれがある」 基準には該当しませんでした。

こんかい けつ か き おくりよく はん だんりよく てい か い み  
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する  
ものではありません。

こじん さ か れい にんち きのう しんたい きのう へん か  
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化  
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた  
運転 をすることが大切です。

き おくりよく はん だんりよく てい か しんごう む し いちじ ぶ てい し い はん  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反  
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの  
で、今後の運転について十分注意してください。

うんてん めんきよしよう こうしん てつづき さい しよめん かなら じさん  
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地  
名 称  
管理者

